

寡婦(夫)控除のみなし規定適用は

町長 再度精査し、早急に対応する



原田 芳男 議員

のか。早急な対応が求められるが、明確な答弁を求めらる。

町長

政府は配偶者との死別、離婚した寡婦(夫)への経済的支援の一部を未婚のひとり親も受けられるよう、政令の改正を閣議決定し、対象は保育料や医療費など25分野。

原田 結婚歴のない家庭は、今まで寡婦(夫)控除の適用がされていない。多くの自治体で昨年度あたりから適用を進めている状況。

適用を受けると税の申告時に控除が受けられるほか、税金、保育料、住宅の家賃が下がる場合がある。

ほかにも母子家庭自立支援給付金、高等職業訓練促進給付金、難病医療費助成制度の自己負担額の軽減といったものが適用になる場合もある。本町は未だに適用しておらず、いつ適用させる

本町独自の補助として、俱知安町重度心身障がい者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則においても対象としている。保育料や医療費など該当する25分野について、再度精査し、みなし規定の適用をしていないものについては早急に対応していく。

個人住民税は地方税法の規定に基づき課税しているが、現段階において、寡婦に関する定義等につ

いては地方税法が改正されておらず、未婚のひとり親についての税額控除はない。この部分に関し、法律改正があれば、本町においても条例改正するものなので、ご理解いただきたい。

原田

町として早急に適用すると、お願いすることなので、願います。

宿泊税導入について

原田

以下三点について町長の見解を求めらる。

- ① 宿泊施設個々の実態を把握し、課税の可否を明確にする具体的な方法は
 - ② 事業者の繁忙期等を考慮し、納めやすい方法を再検討すべき
 - ③ 俱知安町法定外税に係る有識者会議には観光目的以外の宿泊者を対象とする事業者の意見を反映し、より理解を得るための一層の努力が必要
- 宿泊税を実施するにあたり、町の考え方は

町長

① 宿泊施設の形態に関わらず、旅館業法の許可を受けた旅館、ホテル、簡易宿所または民泊の届け出をした住宅に宿泊料金を支払って宿泊する者に課

税される。形態が多岐にわたり、それぞれの料金形態に対応していくため、地域説明会などを通じ、制度理解に努める。

② 原則は毎月申告納付としているが、年額当たりの納付額が30万円以下の場合には3カ月一度の申告なので、一部宿泊施設者にとっては負担軽減になると考える。

事業者からの問合せに対応するため、職員の増員等は検討している。

③ 総務省の同意を得た後、地域説明会等の場を活用し、納税者、事業者の理解を深めていきたい。

原田

町のアンケート実施結果によると、約3分の1の方が反対している状況からも、宿泊者も含め理解を得ることが大事になる。税の納期については、源泉徴収の場合は7月、12月の年2回に納めるといった方法も考えるべき。

再度の検討と十分な審議が必要と考える。

町長

今後、宿泊税を徴収し何にそれを活用していくかについては、しっかりと議論していかなければと考えている。事業者、観光客にとつての地域での利便性の向上、サービスの向上、リピーターとしてこの地域により多く訪れるための施策等を精査する。

原田

十分な議論の中で取り進められる環境をぜひ配慮していただきたい。

この他にも、次の2件について質問しました。

- ① 「町営住宅の入居基準に特別枠の新設を」
- ② 「放課後児童クラブについて」

一般質問 原田 芳男